

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第七の四まで及び別紙様式第九による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○内閣府令第一号
文部科学省令第一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十三条及び附則第三条第四号の規定を実施するため、並びに地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第百七十七号）第四条第一項及び附則第六条の規定に基づき、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

文部科学大臣 萩生田光一

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「丑」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第十二号
国土交通省令第十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条及び第四十一条の規定に基づき、国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「A列4版」を「A列4冊」に改める。

第二号様式中「④」及び注を削り、「A列4版」を「A列4冊」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。